

地方独立行政法人山梨県立病院機構

第1期中期目標に係る業務実績評価書

平成27年9月1日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山梨県立病院機構の第1期中期目標に係る業務実績評価に関する評価について

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、山梨県が設立した地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成22年度から平成26年度までの第1期中期目標に係る業務の実績について評価を行いました。

評価は、地方独立行政法人山梨県立病院機構から提出された5年間の法人の業務実績について、法人から報告を受け、5名の評価委員によって行われた法人の業務実績の調査、分析及び審議に基づいて行いました。

この業務実績評価書は、知事が地方独立行政法人に達成すべき目標として指示した18項目ごとに業務の実績を評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて中期目標の達成状況を総合的に評価する「全体評価」からなっています。

県立病院機構は、救命救急医療、がん医療、精神科救急・急性期医療及び児童思春期精神科医療等の政策医療の分野で優れた成果を達成しました。

また、患者及び家族への支援、医療に関する調査及び研究、地域の医療機関との協力体制の強化及び災害時における医療救護などに積極的に取り組んできたことを高く評価します。

引き続き地方独立行政法人山梨県立病院機構は、本業務実績評価書を通じてこれまでの課題を検証するとともに、今後予想される医療環境及び経営環境の変化に適切に対応することに努め、政策医療を確実に提供するとともに経営基盤の安定化を図り、県の基幹病院としての役割を果たしていくことを期待します。

平成27年9月1日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

委員長 小沼 省二

平成27年度地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

評 価 委 員

(敬称略・五十音順)

委員長

小 沼 省 二

前山梨県信用保証協会会長

委 員

木 内 博 之

山梨大学大学院

医学工学総合研究部 脳神経外科学講座 教授

委 員

手 塚 司 朗

一般社団法人山梨県医師会副会長

委 員

波 木 井 昇

(委員長職務代理)

山梨県立大学 国際政策学部 教授

委 員

古 屋 玉 枝

公益社団法人山梨県看護協会会長

— 目 次 —

第1 全体評価 P 1

第2 項目別評価 P 6

参考資料 P 73

用語の解説

第1 全体評価

第1 全体評価

1 総 評

地方独立行政法人山梨県立病院機構の第1期中期目標期間における業務の実績は優れていると評価する。

地方独立行政法人は、県が示した中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、これに基づき業務を実施しなければならない。

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）に移行した平成22年度から平成26年度まで、他の医療機関では対応困難な高度・専門的な医療を提供し、県内の医療水準の向上を図るとともに、県民の健康の確保及び増進に寄与してきた。

県立中央病院においては、ドクターヘリの運航開始、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの開設、県立北病院においては、精神科救急・急性期病床及び児童思春期病床の増床、心神喪失者等医療観察法に基づく医療観察法病床の運用開始など、政策医療を確実に実施するとともに、県民に信頼される医療を提供してきた。

経営面においても、地方独立行政法人化後は5年連続で経常利益及び当期純利益を計上した。

第1期中期目標期間の県立病院機構の業務を全体的に評価すると、自主的で柔軟な法人運営を行い、医療の質の向上、経営状況及び財務状況の改善を達成したことは高く評価できる。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）としては、県立病院機構がこの評価結果を踏まえ、第1期中期目標期間の実績及び課題を検証し、引き続き、政策医療の的確な提供、医療の質の向上及び経営基盤の安定化に努め、本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすことを期待する。

2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供については、県立中央病院では、ドクターヘリの運航開始、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの開設などにより救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療の分野において医療の質の向上に努めた。

平成26年度にDPC医療機関群のⅡ群へ登録されたことは、質の高い医療を提供してきたことの結果であると高く評価する。

医療の提供のみならず、NICU入院児退院支援コーディネーターの配置、がん相談支援センターの相談の充実、医師による丁寧なインフォームド・コンセント、患者サービスの向上など患者及び家族への支援、県民に対するがんセミナーの開催など患者及び県民に対する普及啓発を積極的に行ったことを高く評価する。

感染症医療については、第1種感染症医療機関として引き続き、患者発生時の対応に備えるとともに、難病医療については医師の確保などさらなる取り組みを期待する。

また、県立北病院では、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療及び心神喪失者等医療観察法に基づく医療を提供するため、多職種医療チームによる総合的で一貫した医療を提供するとともに、退院後も訪問看護やデイケアを実施し、通院治療の充実にも努めたことを高く評価する。

引き続き増加する精神科救急・急性期患者等に対する医療ニーズに適切に対応することを期待する。

医療に関する調査及び研究については、県立中央病院及び県立北病院において積極的に治験、調査及び臨床研修等に取り組み、医療技術の向上に貢献した。特に平成26年度は、C型肝炎治療薬の開発のためのグローバル治験を行い、高い治療効果が得られたことを高く評価する。

引き続き県立病院機構の有する医療資源を活用した各種調査研究の推進を期待する。

医療に関する技術者の研修については、国内外への各種学会への積極的な参加、院内における学術集会の実施など、医師の専門性の向上に努めた。また、医療従事者の資格取得支援などにも努め、認定看護師及び専門看護師などの増加を果たしたことを評価する。

引き続き質の高い医療従事者の育成を図り、県立病院機構のみならず県内の医療水準の向上に努めることを期待する。

医療に関する地域への支援については、紹介状に対する返書作成の推進や、地域連携センターを中心に地域の医療機関との連携強化により、連携登録医療機関も着実に増加

したことを評価する。この結果、紹介率・逆紹介率とも増加し、地域医療支援病院の承認を受けることに一定の目途がついた。

引き続き、県の基幹病院として、地域の医療機関等と密接な連携を図り、地域医療への支援に積極的に取り組むことを期待する。

災害時における医療救護については、東日本大震災、中央道笹子トンネル崩落事故、御嶽山噴火が発生した際には災害時派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、平成26年2月の記録的な豪雪の際にも、通常どおり外来の診療体制を維持し、通院が困難な患者をヘリコプターで受け入れるなど、迅速で適切な医療救護活動を実施した。また、平時より大規模災害時対応訓練や広域搬送訓練にDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院として災害時における医療救護活動を想定した取り組みを行っていることを評価する。

3 業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

医師の確保、7対1看護体制の導入及びDPC医療機関群のⅡ群への登録など、質の高い医療の提供に努めつつ、業務運営の改善及び財務状況の改善に取り組んだ。

また、県立中央病院の「病院会議」、県立北病院の「院内連絡会議」において院内の重要事項、課題等の共有化に取り組み、職員が問題意識を共有し、経営参画意識を高めることに努めるとともに、財務状況については、中期計画を大幅に上回る経常利益を確保し、経営基盤の安定化に努めた。

このように、中期目標期間における業務運営の改善及び効率化並びに財務状況の改善に取り組んだことを評価する。

しかし、第1期中期目標期間中には、診療報酬請求に係る自主返還金が生じ、約8億円の特別損失を計上したことは遺憾である。改善策の着実な実行を期待する。

また、材料費及び人件費の抑制、未収金発生防止など、業務運営の改善に引き続き努めるとともに、今後、診療報酬の伸びは抑制的に推移することが見込まれ、加えて地域医療構想による病床機能の見直し、平成29年4月に予定される消費税の増税など厳しさを増す経営環境の変化に適切に対応することを期待する。

4 その他業務運営に関する事項

政策医療の提供に大きく貢献するとともに、県が主催する各種委員会等へ職員を派遣し、保健医療行政に積極的に協力した。

職員に対する研修会を通じて法令・社会規範の遵守に取り組んでいるが、県立中央病院及び県立北病院において治験等の研究活動の実施に当たっては、近年他の病院において製薬会社の治験への関与、データ改ざん等の不祥事が多数生じていることから、各種倫理規程の整備及び遵守に努め、病院内での徹底を図ることに留意されたい。

5 地方独立行政法人法第31条に基づく中期目標期間終了時の検討

県立病院機構は、県が示した第1期中期目標を十分達成していると評価できる。今後とも地方独立行政法人として現行の経営形態を継続し、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、政策医療を確実に提供することを期待する。

この評価をもって、地方独立行政法人法第31条に基づいて県が行う、中期目標期間終了時の検討に際しての評価委員会の意見とする。